

*北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

条 例

- 政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例……………（議会事務局総務課） 1
- 北海道議会委員会条例の一部を改正する条例……………（議会事務局議事課） 1

道議会告示

- 北海道議会会議規則の一部を改正する規則…………… 2

条 例

政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第41号

政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例（平成7年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- この条例は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（同項第4号に係る部分を除く。）は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において議長が定める日から施行する。（経過措置）
- この条例による改正後の政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）をいう。）は、預金とみなす。

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第42号

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例

北海道議会委員会条例（昭和31年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号中「12人」を「11人」に改め、同条第6号及び第8号中「13人」を「12人」に改める。

第6条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第6条第2項中「はかつて」を「諮って」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第6条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。 附 則 この条例は、平成19年4月30日から施行する。	
道 議 会 告 示	
北海道議会告示第1号 昭和31年北海道議会告示第1号（北海道議会会議規則）の一部を次のように改正する。 平成19年3月16日 北海道議会議長 高 橋 文 明 北海道議会会議規則の一部を改正する規則 北海道議会会議規則（昭和31年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。 第14条に次の1項を加える。 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。 第38条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。 2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。 第78条第3項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。 第104条及び第114条中「第38条第2項」を「第38条第3項」に改める。 附 則 この規則は、平成19年4月30日から施行する。	